

長野県情報共有システム機能仕様書

(平成 27 年 11 月 1 日現在)

(目的)

第 1 条 情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用にあたり、システムに悪影響を与えず、円滑かつ適正な情報共有を図るため、必要な機能や条件を定める。

(システム機能要件)

第 2 条 情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用し運用するシステムは、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成 26 年 7 月版（Rev. 4.0）」（平成 26 年 7 月 国土交通省）に規定する機能要件のうち、次の機能を満たすものとする。

- ① 工事基本情報管理機能
- ② 掲示板機能
- ③ スケジュール管理機能
- ④ 発議書類作成機能
- ⑤ ワークフロー機能
- ⑥ 書類管理機能
- ⑦ 工事書類等入出力・保管支援機能
- ⑧ システム管理機能

(システム運用条件)

第 3 条 システムは、インターネットを介して受発注者が利用でき、次の条件を全て満たした A S P (Application Service Provider) 方式で提供されるものとする。

- ① クライアントの OS は、Windows Vista 以上とすること。
- ② クライアントのブラウザは、インターネットエクスプローラ（IE）8 以上 11 までとすること。
- ③ システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
- ④ 県が公開している土木工事様式は、Web 形式で入出力できること。
- ⑤ 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- ⑥ システム操作時の反応速度が適切であること。
- ⑦ 機能の追加により、発生する費用はシステム提供者が負担すること。
- ⑧ システム（サーバ等含む）の不具合により、データが消失等した場合は、システムの提供者が補償すること。
- ⑨ システムの円滑な運用のため、システムの提供者が教育・訓練などのサポートを実施すること。また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。
- ⑩ 他の公共団体の使用実績を 1 年以上有するものであること。